

青森県報

第百九十号

令和二年
八月三日
(月曜日)

目次

告 示

- 救急病院の設置……………(医療薬務課) ……一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 保安林の指定施設要件の変更予定……………(林政課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(防災危機管理課) ……三

告 示

青森県告示第六百五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和二年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	弘前脳卒中・リハビリテーションセンター
所在地	弘前市大字扇町一丁目二の二
認定の有効期限	令和五年八月四日

青森県告示第六百六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和二年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス の種類	居宅サービス事業を 行う事業所		廃止の 年月日 届出	廃止 年月日
			名称	所在地		
日本基督教団木造 協会	つがる市木造千代町六四	訪問看護	日本基督教団木造協会訪問看護センター	つがる市柏玉水米袋一五	令和二・五・二九	令和二・六・三〇

青森県告示第六百七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和二年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 氏名又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	種別	名称	所在地	届出 年月日	廃止 年月日
日本基督教団木造協会	つがる市木造千代町六四	介護予防サービスの	宗教法人 日本基督教団木造協会訪問看護ステーションの	つがる市柏玉一水米袋一五の	令和 二・五二 元	令和 二・六三 〇

青森県告示第六百八号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
十和田市大字深持字若狭一六九の五、一六九の三八、一六九の五四、一六九の六〇
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百九号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上北郡野辺地町字向田一〇九の二三
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和二年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

令和二年七月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マン・パワー

三 代表者の氏名

和泉 浩

四 主たる事務所の所在地

三沢市

五 定款に記載された目的

この法人は、三沢市及び周辺市町村民に対し、まちづくりの推進、住環境の整備、安全活動、及び雇用機会の拡充を図る事業等を行うことにより、安全かつ快適に暮らすことができる豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

青森県総合防災情報システム更新業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県危機管理局防災危機管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
令和二年七月十五日

五 契約の相手方の名称及び住所
東日本電信電話株式会社

東京都新宿区西新宿一九の二

六 契約金額
二億千七百八十万円

七 随意契約の理由

八 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式により選定した契約候補者を契約の相手方としたものである。

八 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式により選定した契約候補者を契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円